

京都市告示第143号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和5年5月22日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田原 美果	二条城北鍼灸指圧マッサージ院	上京区中務町486-129 コスモガーデン二條103	令和5年4月1日
松本 圭	烏丸Genki鍼灸整骨院	中京区西洞院通錦小路上る 古西町 興和セントラルビル1F	令和5年4月14日
西村 生一	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室	令和5年4月1日
中村 千尋	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	右京区嵯峨明星町22番地 コーポ車折202	令和5年4月10日
茨木 学	フレアス在宅マッサージ京都伏見区施術所	伏見区深草ヲカヤ町33-4	令和5年5月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)